

財産区管理会からの個人情報の漏えいについて

1 概要

令和5年9月25日に見土呂村財産区管理会主催で開催された「塔の池水上太陽光発電所住民説明会」の参加者から、令和5年9月29日に財産区を所管する管財課窓口において、「見土呂塔の池における太陽光発電施設設置についての意見書」が提出された。また、都台町内会から、令和5年10月3日に「塔の池水上発電計画同意他意見・要望書」が管財課に郵送されたため、あわせて見土呂村財産区管理会長へ郵送したところ、当該財産区管理会から、太陽光発電事業者に対し、本人の同意を得ることなく当該意見書及び当該意見・要望書のコピーの提供が行われた。

令和5年11月6日に意見書提出者から連絡があり判明した。漏えいのあった個人情報の人数は意見書が2名、要望書が2名、計4名。

2 漏えいの発生した個人情報の項目

4名全てについて、住所、氏名、電話番号

3 原因

財産区を所管する管財課から財産区管理会へ当該意見書及び当該意見・要望書を送付する際に個人情報の取扱いについて、適切な注意喚起ができていなかった。また、財産区管理会は特別地方公共団体である財産区の機関であり、個人情報を適切に取り扱わなければならない立場である旨の啓発が不十分であった。

財産区管理会は再度の説明会の開催に向けて、より丁寧な説明が行えるよう太陽光発電事業者に相談をする趣旨で当該意見書及び当該意見・要望書のコピーを渡したものであるが、本来であれば本人の同意を得たうえで行うか、個人情報部分は見えないようにし、提供しなけりばならなかった。

4 二次被害の有無

管理会が提供した当該意見書及び当該意見・要望書のコピーについては、当該太陽光発電事業者から回収するとともに、当該事業者から更に漏えいはしていないことを確認している。

5 今後の対応

全ての財産区管理会に対し、適切な個人情報の取扱いについて周知徹底を行う。